**【エクアドル内政：２０１６年７月】**

1. **内政**
2. **次期大統領及び国会議員選挙の公式日程**

　国家選挙審議会（ＣＮＥ）は，次期大統領選挙及び国会議員選挙の公式スケジュールを以下の通り発表（主要日程を抜粋）。

＜２０１６年＞

８月１８日　　政党・政治運動団体の登録締切

１０月１８日　選挙告示

１０月１９日　立候補者の受付開始（１１月１８日まで）

＜２０１７年＞

１月３日　　　選挙運動解禁（２月１６日まで）

２月１９日　　投票日（同月１６日及び１７日にそれぞれ受刑者投票及び在宅投票）

３月１０日　　大統領選決選投票の際の選挙運動解禁（同月３０日まで）

４月２日　　　大統領選決選投票日（３月３０日及び３１日にそれぞれ受刑者投票及び在宅投票）

４月７日　　　選挙管理期間終了

５月１４日　　国会議員就任

５月１９日　　アンデス議会就任

５月２４日　　大統領及び副大統領就任

1. **エクアドル西部における余震の発生**

７月１０日、以下の通り、エクアドル西部において、マグニチュード５以上の余震が２回発生した。

ア　日時：７月１０日（日）　２１：０１

　　震源地：エスメラルダス県ムイスネ市から東に３０キロメートル程度の位置（深度：９キロメートル）

　　マグニチュード（国立工科大学地球物理学研究所（ＩＧ），ＵＳＧＳ発表）：５．９

イ　日時：７月１０日（日）　２１：１１

　　震源地：エスメラルダス県ムイスネ市から東に３０キロメートルの位置（深度：１０キロメートル）

　　マグニチュード（ＩＧ発表）：６．２。ＵＳＧＳ発表では、マグニチュードは６．３。

ウ　海軍海洋研究所（ＩＮＯＣＡＲ）によれば、津波の発生はなかった。

エ　ＩＧによれば、４月１６日の地震発生後、７月１０日の２２：３４までに合計２，１３４回の余震が観測されており、そのうちマグニチュード５以上の余震が４８回、マグニチュード６以上の余震が１２回観測されている。

**（３）コレア大統領の自らの次期大統領選挙出馬の可能性への示唆**

コレア大統領はメディアに対し，次期大統領選への立候補の可能性を示唆。その可能性は２つあり，一つは，Rafael Contigo Siempre（コレア大統領シンパの市民グループ）が主導する国民投票のプロセス（現在は国民投票を実施する条件となる署名集めを実施している）。もう一つは，憲法裁判所が，次期選挙において大統領や地方公共団体の長の３選を禁止する留保事項を反故にする（違憲のため無効とする）という可能性である。

**（４）野党団結に向けた動き（進歩・自由統一運動（Unidad de Progreso y libertad）及び中道左派勢力の動き）**

ア　６月３０日，キリスト教社会党（Partido Social Cristiano，ＰＳＣ）が同党からの大統領候補としてシンティア・ビテリ国会議員を擁立すると発表したことで，進歩・自由統一運動（Unidad de Progreso y libertad）（通称：ＵＮＩＤＡＤ）内の不和があったことに関し，７月１２日付で，同運動内の会合が実施され，同運動の団結は維持された。統一候補擁立の有無も含め，同運動からの次期大統領選挙の候補者は９月３０日に公式に発表されるとの報道あり。

イ　与党ＡＰを除く，国民連盟（Unidad Popular）党，コンセルタシオン党，パチャクティック党の中道左派勢力の政治グループである国民合意運動（El Acuerdo Nacional Por el Cambio）が，次期大統領選挙のための統一候補者を擁立する見通し。

**２．外交**

**エクアドルの人権状況に関する国連人権規約自由権規約委員会最終見解に対するエクアドル政府公式見解の発出**

国際人権規約の下の自由権規約委員会（規約第４０条に基づく委員会）は、６月２７日，２８日に、エクアドルの第６回定期報告を審査し（右委員会には、エクアドル政府からは、ロング外務大臣等が出席），７月１１日，最終見解を採択した。右最終見解に関し，エクアドル外務省は、７月１５日付プレスリリースにて公式見解を発出した（以下のとおり概要を抜粋）。

（１）自由権規約委員会の評価

　冒頭で，以下のとおり，自由権規約委員会のエクアドルに対する評価が前向きであったことを述べている。

ア　自由権規約委員会への第６回報告の提出

1. エクアドル政府は，６月２７日及び２８日，ジュネーブにおいて開催された自由権規約委員会に対し第６回報告を提出し，意見交換を行うことで，人権及び人権保護のための国際メカニズムの遵守を約束する立場を改めて示した。

②　エクアドルは，他国と同様，同委員会から様々な意見や，所見，見解を受けており，その多くはエクアドル政府の立場と合致するものである。他方で，同委員会の報告書の他の幾つかの点は根拠のない主張に基づくものであり，右については，エクアドル政府は意見の相違を主張する。

イ　権利と正義に基づく立憲国家エクアドル

1. ２００７年以降，エクアドルは，全ての権利と自由を保障する国家への変革の道を歩み始め，２００９年以降，第５回定期報告を自由権委員会に提出した際は，国際枠組み及びエクアドル憲法にて権利を保障する国家として大きな進展を得た。
2. エクアドルは米州及び全世界的枠組みの協定への署名や採択を通じ，国際場裏において最も人権保護の義務を誓う国の一つであり，右については，６月の報告書審査において自由権規約委員会委員長に歓迎された。
3. 同委員会は，以下の法体系の整備等の対応について，人権を保護する取り組みとして歓迎した。

・刑法

・平等のための国家審議会関連法

・重大な人権侵害及び人道に関わる犯罪の被害者救済及び裁判手続きに関する法律

・国家開発計画「良き生活」

・障害者関連法

・相互文化教育関連法

・教育制度における性犯罪根絶のための国家計画

・人種による差別及び民族・文化による排斥排除のための複数年計画

　また，同委員会は，以下の国際協定の採択を歓迎した。

・拷問等禁止条約選択議定書

・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書

・強制失踪保護条約

そのほか，同委員会は，先住民族の人権，児童労働根絶，囚人の人権等の分野における進展を認識し，その他障害者の社会統合，選挙プロセス等の様々な分野において，勧告等の意見を発出しておらず，右はエクアドルの人権分野の取り組みを同委員会が前向きに評価していることを意味する。

（２）　エクアドル政府報告の主要なポイント

次に，エクアドル政府が自由権委員会に提出した報告の重要分野を以下のとおり挙げ，それぞれの分野における現政権の取り組み及び成果を示しつつ，右に対し同委員会の評価・理解があったことを示した。

ア　貧困及び差別削減

エクアドルは，２００７年から２０１５年までに，国内の貧困率を８，５％削減という，歴史的な成果を得た。また，エクアドルはラ米の中で近年で最も格差を是正することが出来た国である。

イ　男女平等

自由権規約委員会は，男女平等のためのエクアドル政府の取り組み及び女性の失業率の低下等の女性の労働市場への参入を評価した。

同委員会は，女性の政治参加を重要視していたが，右に対しエクアドル政府は，国会の議席数における女性の割合が，世界でも非常に高いといえる４３％にも上ることを同委員会に示した。

ウ　性的傾向を理由とする差別や暴力

自由権規約委員会が重要視する本議題に関し，エクアドル代表団は対話の中で，ＬＧＢＴに対するエクアドルの歴史的負債を認めた上で，これまでのエクアドル政府の取り組みにつき伝達し，本分野における状況改善に尽力することを同政府のハイレベルの要人が約束した。

本分野について，同委員会は，エクアドル憲法が性的傾向などを理由とする差別を禁止していることや，刑法において差別や憎悪に対する罰則規定があることを評価した。

エ　女性に対する暴力

女性に対する暴力という問題は，人権という分野において最も難しい問題であるかもしれないと認識する。エクアドル政府は，自由規約委員会に対し，女性に対する暴力の問題へ対処し，また右を罰するための数多くの取り組みを紹介し，右について一定の評価が得られた。同委員会は，今後同問題に対応するための努力をさらに強化するよう意見した。

オ　真実に関する委員会

自由権規約委員会は，真実に関する委員会（Comision de la Verdad）が2010年に提出した報告書について賞賛とともに言及し，また重大な人権侵害及び人道に関わる犯罪の被害者救済及び裁判手続きに関する法律が整備されたことを評価した。右評価は，前政権が犯した人権に対する重大な侵害を検証し，裁くことが必要であるエクアドルにとって重要な指摘である。

カ　刑務所における待遇及び司法権

刑務所における待遇及び暴力の問題に関し，自由権規約委員会は，エクアドル政府の刑務所のインフラ整備改善等の努力を認識する旨示した。

司法権について，エクアドル政府は司法改革に取り組み，ラ米での中でも低い水準であった人口あたりの裁判官の数も，２０１５年には，２０１７年までの目標として設定した１０万人あたり裁判官１２人という目標を達成した（１０万人あたり裁判官１２．８０人，２，０８３人の裁判官を確保）。右は，国民の司法機能への満足度及び信頼を歴史的に高めることにも繋がった。

キ　表現及び平和的集会の自由

1. 集会の自由に関し，エクアドル代表団は自由権規約委員会との対話で２０１５年の反政府運動及び右における一部運動の過激化・暴徒化について言及し，右に対し同委員会は，デモ運動の中には警察や治安組織に対し暴力に訴えるものもあり，それらについて国家は当然検証することができるということを認識した。

国家警察は，デモ活動を行う者とそうでない者を含めた安全に配慮しなくてはならず，右課程の中で，暴徒化した一部の人たちを逮捕するという結果となったのみである，実際，警察による権利の濫用があったとする訴えはひとつもなかった。

1. 表現の自由については，エクアドルはコミュニケーション法を巡る物事の進展について同委員会と議論し，同法が人権に関する全ての国際枠組みと合致するものであると強調した。

エクアドルは，表現の自由及びコミュニケーション権，情報へのアクセス権を基本的な人権であると認識しているため，それらを拡大し，普及させなければならない。過去３０年以上，マス・メディアの統制が一部の企業及び人によって行使されていたことを忘れてはならず，現在は報道における平等がより確保されている。

同委員会の報告では，コミュニケーション法が表現の自由に関する重要な理念を重要視したものであることを認識すると示している。

最後に，同委員会の報告書には，同委員会が野党勢力の政治団体から受けた批判等の立場が見られ，エクアドルはそれら団体及び個人の根拠のない立場には断固として反対する。右に関し，エクアドルは，市民団体との広い意見交換を始めるべきとする自由権規約委員会の意見を喜んで受け入れる。

 (了)